

# ビワマス遊漁承認制度について

## I これまでの経緯と現状

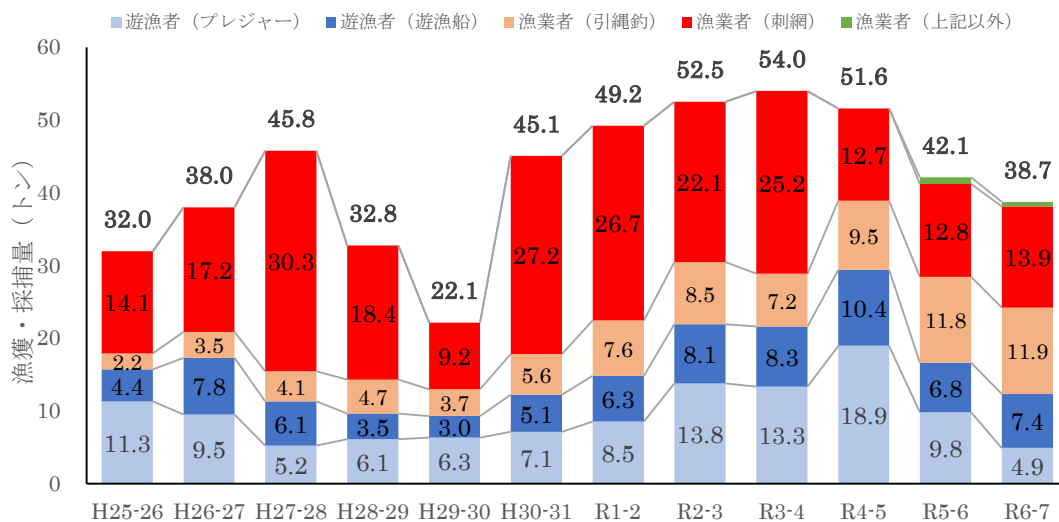
### ○承認制度について

|               | H20～24         | H25      | H26 | H27                                 | H28           | H29                 | H30      | R1 | R2 | R3           | R4                         | R5           | R6       | R7       |  |
|---------------|----------------|----------|-----|-------------------------------------|---------------|---------------------|----------|----|----|--------------|----------------------------|--------------|----------|----------|--|
| プレジャー<br>承認数  | 届出制            | ← 470人 → |     |                                     | ← 承認数制限なし →   |                     |          |    |    |              | ← 申請数が 1,900人に達した日までの受付数 → |              | 1,083人まで | 1,171人まで |  |
| 遊漁期間<br>プレジャー | ← 12/1～9/30 →  |          |     |                                     | ← 12/1～6/30 → |                     |          |    |    |              |                            |              |          |          |  |
| 遊漁船           | ← 12/1～9/30 →  |          |     |                                     |               |                     |          |    |    |              |                            |              |          |          |  |
| 釣法            | ← 引縄釣のみ →      |          |     |                                     |               |                     |          |    |    |              |                            |              |          |          |  |
| 指示の対象         | ← 船舶を用いた釣法全て → |          |     |                                     |               |                     |          |    |    |              |                            |              |          |          |  |
| 竿数            |                |          |     | ← プレジャー：1承認当たり2本まで 遊漁船：客数×2本+2本まで → |               |                     |          |    |    |              |                            |              |          |          |  |
| 針数            |                |          |     |                                     |               | ← 竿1本につきシングルフック1本 → |          |    |    |              |                            |              |          |          |  |
| 持ち帰り尾数        |                |          |     |                                     |               |                     |          |    |    | ← 5尾まで →     |                            | ← 船上保持5尾まで → |          |          |  |
| プレジャー         |                |          |     |                                     |               |                     | ← 5尾まで → |    |    | ← 船上保持5尾まで → |                            |              |          |          |  |
| 遊漁船           |                |          |     |                                     | ← 5尾まで →      |                     |          |    |    |              | ← 船上保持5尾まで →               |              |          |          |  |

### ○R6-7 採捕量

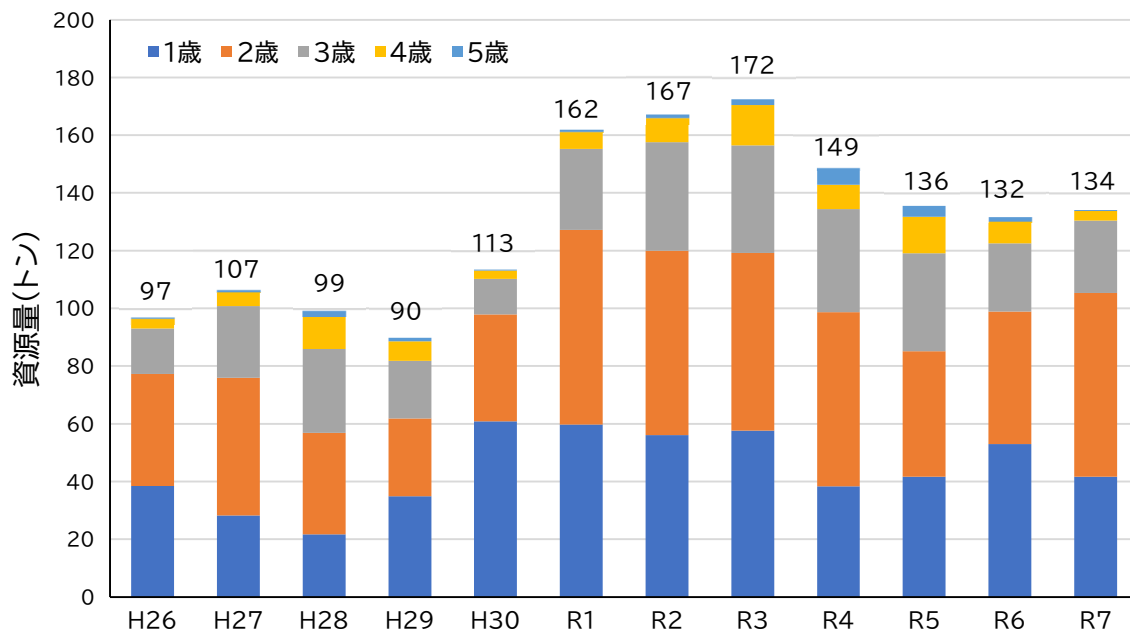
- ・ R6-7 シーズンの総採捕量（漁業+遊漁）は 38.7 トン。

漁業者、遊漁者のビワマス採捕量の推移（トン）



## ○ビワマス推定資源量

- ・ R7 の推定資源量は 134 トン



## 2 R8-9 シーズンの考え方

- ・ 前シーズンと同様、漁業と同様に資源評価を基にした採捕可能枠を設け、プレジャーの承認数を調整。
- ・ 遊漁船については、引き続き定数管理（40 隻限定）を継続し、資源減少時には漁業に準じて承認期間を短縮するなどの対応を検討する。

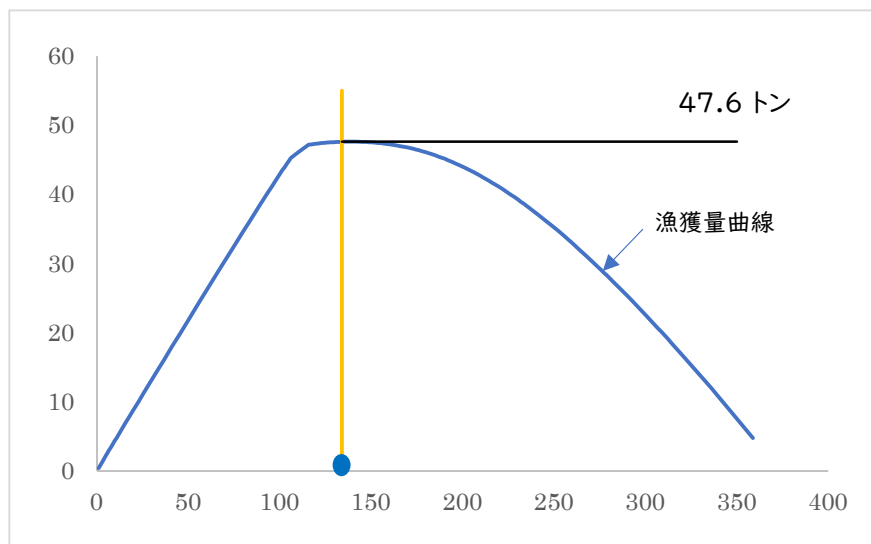


資源評価をもとにプレジャーボート使用者の採捕可能枠を設定。

### 3 プレジャー採捕可能枠の算出案

漁業における資源管理と同様に、次のとおり採捕可能枠を算出する。

(1) 資源量および算出される漁獲量曲線から、資源維持できる採捕量を設定



資源量 134 トンの時の採捕可能量 : 47.6 トン

※漁獲量曲線とは、資源量とその資源量を減少させない漁獲量をあらわしたものの。

(2) 漁業者、遊漁船、プレジャーそれぞれの採捕量の比率を算出

#### 比率の算出方法

過去 5 年間の最大値・最小値を除いた採捕量の平均から比率を算出する。

漁業者:遊漁船:プレジャー= 5.761 : 1.664 : 2.575

(3) 上記(1)(2)からプレジャーの採捕可能枠を計算

・ 採捕可能量 47.6 トンにおけるプレジャー採捕可能枠 : 12.3 トン

・ 過去5年の最大値・最小値を除いた1釣行者当たり採捕量(9.13kg)からプレジャーの承認数に換算すると、

承認数 : 12.3 トン ÷ 9.13kg/人 = 1,347 人

## 5 承認基準・内容、決定方法について

### (承認基準)

- ・ R8-9 シーズンのプレジャーの承認基準は、下記の通りとする。
  - ① 漁業に係る法令※の違反が確認されていない者
  - ② 令和2年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第9号、第 10 号および令和7年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第2号に従わなかったことが確認されていない者
  - ③ 前年に承認を受けた者のうち採捕状況報告書を期限内に提出した者もしくは前年に未承認であった者
  - ④ 外国人漁業の規制に関する法律第3条に定める者に該当しない者
- ・ 「自らが単独で竿を操作する」という内容については、別に定める規定にて対応する。

### (承認内容)

- ・ 承認内容については R7-8 シーズンと同様とする。

### (決定方法)

- ・ プレジャーの申請受理数が承認数を超えた場合、R7-8 シーズンと同様に抽選により決定。

## 6 手数料について

- ・ 滋賀県使用料および手数料条例に基づき下記手数料を徴収する。

- ① 標旗の交付の手数料 :2,850 円
- ② 標旗の再交付の手数料:2,450 円